

株主各位

大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワボウホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 口 政 明

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第101期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第101期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiwabo-holdings.com/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況のもと、期の前半はサプライチェーンの復旧や個人消費の緩やかな回復により、景気に持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、電力供給の制約やタイの洪水被害に加え、欧州債務危機や新興国の成長鈍化に伴う海外経済の減速と長期化する円高による輸出減少などが下振れリスクとなり、景気の先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境は、企業の設備投資やIT関連投資では一部に改善の動きが見られましたが、個人消費はデフレによる低価格志向と雇用情勢の悪化懸念を受け振るわず、また国際市場での競争激化もあり、依然として厳しい状況が続きました。

このような環境のなか、当社グループは中期経営計画「ニューステージ21」第三次計画の最終年度を迎え、グループ再編による事業ポートフォリオの変革の一環として、平成23年7月に株式交換により株式会社オーエム製作所を完全子会社といたしました。これに伴い、従来からのコア事業である「ITインフラ流通事業」と「繊維事業」に加え、「産業機械事業」を第3の柱に据え、シナジー効果の追求のもとグローバル事業ネットワークの構築とバリュー・イノベーション（価値革新）の推進により、事業領域の拡大と連結収益力の強化に努めてまいりました。

その結果、当期の連結業績につきましては、ITインフラ流通事業が好調に推移し、また新たに工作・自動機械事業が加わったこともあり、連結売上高は4,895億4千3百万円（前期比370億4千8百万円増）、連結経常利益は61億2千4百万円（前期比6億8千9百万円増）、連結当期純利益は33億4千7百万円（前期比19億4千4百万円増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### (ITインフラ流通事業)

主力の情報機器販売部門においては、法人向け市場では東日本地区において震災後の復興需要により受注が増加するとともに、教育・官公庁向けの売上が堅調に推移し、期の後半からは投資意欲が旺盛な通信事業分野での販売が拡大しました。また、個人向け市場では期の前半は消費マインドの改善に伴いタブレット型パソコンや節電関連商品の販売が順調に拡大するとともに、Web販売事業分野の売上も好調に推移しましたが、期の後半ではデジタル液晶テレビや地上デジタルチューナー内蔵パソコンの需要一巡による販売低迷と、タイの洪水被害に伴う商品の供給不足と販売価格の上昇により売上は伸び悩みました。

一方、システムインテグレーション部門においては、震災後の企業における事業継続や災害対策の強化の動きを受けて、データセンターの増強やサーバー仮想化システムの導入などの新たな需要が増して、収益が拡大しました。

以上の結果、当事業の売上高は4,157億円（前期比5.7%増）、営業利益は55億1千2百万円（前期比2.6%増）となりました。

#### (化繊・機能資材事業)

化繊事業においては、合繊部門では節電対策に伴う旺盛な需要から制汗・除菌関連をはじめ衛生材用途の合繊綿や不織布製品の販売は好調に推移し、レーヨン部門でも不織布用商品や衣料用機能性商品の販売拡大により、収益は改善しました。機能資材事業においては、樹脂加工部門では原材料価格上昇の影響を受けましたが、主力の重布関連商品は堅調に推移しました。機能製品部門ではフィルター関連商品は海外品との競争激化により輸出は低迷しましたが、カンバス部門では国内市場が縮小するなかで、海外生産拠点の活用とメッシュベルトの拡販により前年並みの収益を維持しました。

以上の結果、当事業の売上高は351億8百万円（前期比6.9%増）、営業利益は11億5千2百万円（前期比29.0%増）となりました。

#### (衣料品・生活資材事業)

カジュアル製品ではスポーツ向けをはじめとしたブランドアパレルとの取り組みと製造小売業への企画提案型ビジネスが好調に推移しましたが、対米向けトランクスの販売は米国の景気低迷の煽りを受け振るいませんでした。機能製品ではインナー製品がクールビズ対応商品を中心に受注が増加するとともに、汚染物質対策用マスクの販売も拡大しました。コート・シャツ・寝装分野においては、自社の開発素材の強みを活かした高付加価値商品の売上が伸長し収益を確保しました。

一方、海外紡績部門では原料価格の高騰と販売価格の下落から収益は悪化しました。

以上の結果、当事業の売上高は208億4千3百万円（前期比0.1%増）、営業損失は5億3千5百万円（前期は4千7百万円の営業損失）となりました。

#### (工作・自動機械事業)

工作機械部門における主力の立旋盤について、海外市場では中国・米国の海外駐在員の増強により販売力強化やサービス向上を図る一方、受注環境が厳しい国内市場では比較的需要が堅調な航空機、建設機械分野を中心に拡販活動に努めました。その結果、売上は増加しましたが、国内外のメーカーとの価格競争の激化による受注価格の低下から利益面は圧迫されました。

また、自動機械部門では主要顧客から厳格な品質基準や短サイクルでの納品が求められるなか、フレキシブルな生産体制を構築するとともに、省エネルギーや省スペースの環境に配慮した生産効率の高い包装機械を、需要が旺盛な医薬品分野の見本市に出展するなどの積極的な営業展開を図り、収益を確保しました。

以上の結果、当事業の売上高は118億4千1百万円、営業利益は10億5百万円となりました。

#### (その他事業)

ゴム部門では工業用スポンジ分野において車輛用途の受注が期の後半から回復したため、前年並みの収益となりました。また、エンジニアリング部門では国内外ともに受注が増加し、ホテル部門でも九州新幹線開通効果により収益は改善しましたが、電気機器組立部門では受注が低迷しました。

以上の結果、当事業の売上高は60億4千7百万円（前期比7.0%増）、営業損失は9千5百万円（前期は9千4百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施した設備投資は、化合繊・機能資材事業におけるспанレー  
ス不織布設備の増設によるものが主であります。投資金額は26億9千2百  
万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と  
コミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額  
は102億円で、当期末の実行残高はありません。

(3) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、株式会社オーエム製作所を株式交換により、平成23年7月1日  
付で完全子会社としました。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                | 第 98 期<br>(平成21年3月期) | 第 99 期<br>(平成22年3月期) | 第 100 期<br>(平成23年3月期) | 第 101 期<br>(当連結会計年度<br>平成24年3月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)         | 259,484              | 448,970              | 452,495               | 489,543                          |
| 経 常 利 益(百万円)       | 2,272                | 3,626                | 5,435                 | 6,124                            |
| 当 期 純 利 益(百万円)     | 313                  | 1,454                | 1,403                 | 3,347                            |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 2円29銭                | 9円29銭                | 7円67銭                 | 17円67銭                           |
| 総 資 産(百万円)         | 191,707              | 201,955              | 212,514               | 231,512                          |
| 純 資 産(百万円)         | 27,524               | 36,553               | 39,643                | 42,426                           |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 187円53銭              | 196円55銭              | 207円18銭               | 218円33銭                          |

- (注) 1. 第98期の平成20年10月より、ダイワボウ情報システム株式会社および同子会社4社を連結子会社としております。
2. 第99期より、ダイワボウ情報システム株式会社および同子会社4社の業績が通期で加算されております。これに伴い、大幅に売上高が増加しております。
3. 第99期の平成21年12月に増資を実施したため、純資産が増加しております。
4. 第100期の平成23年3月より、株式会社オーエム製作所および同子会社6社を連結子会社としております。これに伴い、総資産が増加しております。
5. 第101期より、株式会社オーエム製作所および同子会社6社の業績が加算されております。これに伴い、売上高が増加しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、東日本大震災からの復興需要などを背景に、電力の供給不安を抱えながらも景気は緩やかな回復軌道を迎ると予想されておりますが、欧州債務危機の再燃懸念により円高と株安が進行するなど、景気の下振れリスクが顕在化し、先行きは予断を許さない状況となっております。

当社グループを取り巻く環境は、国内では、企業のIT投資が依然として抑制傾向にあり、デフレの影響もあって販売価格が低下する一方、円高による輸出環境の悪化に加えて、海外経済の減速により海外受注が低迷するなど、厳しい情勢にあります。

このような状況のなか、当社グループは本年4月から始動した中期経営計画「イノベーション21」のもと、新たな成長軌道の追求と成長モデルの確立に取り組み、連結企業価値の向上に努めてまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業では、ビジネスパートナーとの協業と基幹情報システムの強化を推し進め、徹底したローコスト体制のもと全国の事業拠点を活用し、地域に密着した効率的な販売を推進してまいります。また、今後IT分野の技術革新が進展し新しい市場が台頭するなかで、幅広い商品提案や展示会・セミナーの開催等により多様な顧客ニーズに応えるソリューション機能の発揮に注力してまいります。さらに、モバイル通信などの成長分野においてサービスメニューの拡充を図るとともに、拡大するEC（電子商取引）市場での新たな事業機会の獲得を目指して、Web販売体制の強化や販売チャネルの多様化に取り組み、収益拡大に努めてまいります。

繊維事業においては、世界市場を見据えたグループ統合戦略のもと、国内外の販売・生産面の機能連携によるグループ協業体制と新設の大和紡績香港有限公司をはじめとした海外販売拠点の拡充により、グローバル市場戦略を加速してまいります。このなかで、化合繊・機能資材部門では、合繊原綿とレーヨン綿が有する自社素材の強みと開発機能の強化により用途展開を一段と進め、衛生材料やコスメ用途の不織布製品および濾過フィルターなどの産業用資材などを中心に、アジア新興国への拡販を進めてまいります。つぎに、衣料品・生活資材部門では、香港現地法人を最大限活用することにより、北米市場の拡販とアジア顧客の開拓に注力するとともに、独自開発による機能性商品についてメディカルや環境分野における新市場への展開に努めてまいります。

産業機械事業において、工作機械部門では航空機・鉄道向けの分野で高い専門性を有する主力の大型立旋盤について、台湾生産の汎用立旋盤の能力増強と中国・米国での販売拠点の体制強化により、海外市場の開拓に努めてまいります。また、医薬品や食品業界での需要が旺盛な自動機械部門では、省エネルギーや省スペースといった市場ニーズに合致する商品のラインアップを拡充するとともに、中国をはじめとする新興国向けの新商品開発に注力し、販売拡大を図ってまいります。さらに、国内外の機械メーカーとの協業による専用機械ラインの開発や当社グループ各社との連携によるITとメカトロニクスを融合した高性能商品などの次世代商品の開発にも取り組んでまいります。

さらに当社は、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とともに最適なコーポレートガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーとの良好な関係を保ちながら、企業の社会的責任を果たしてまいる所存であります。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (6) 重要な子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

| 会 社 名                         | 資 本 金<br>(百万円)      | 議 決 権<br>比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容           |
|-------------------------------|---------------------|----------------|-------------------------|
| ダイワボウ情報システム株式会社               | 11,813              | 100.0          | 情報処理機器・通信機器の販売          |
| 大 和 紡 績 株 式 会 社               | 100                 | 100.0          | 株式または持分の保有による事業活動の支配・管理 |
| 株式会社オーエム製作所                   | 1,660               | 100.0          | 工作機械・自動機械の製造、販売         |
| ダイワボウノイ株式会社                   | 100                 | 100.0          | 繊維製品の製造、販売              |
| ダイワボウプログレス株式会社                | 100                 | 100.0          | 産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売      |
| ダイワボウポリテック株式会社                | 310                 | 100.0          | 合繊綿・不織布の製造、販売           |
| カンボウプラス株式会社                   | 1,020               | 100.0          | 綿・化合繊布等の染色、樹脂防水加工       |
| ダイワボウレーヨン株式会社                 | 1,200               | 100.0          | スフ綿・スフ糸の製造、販売           |
| ダイワボウアドバンス株式会社                | 80                  | 100.0          | 衣料品の販売                  |
| ダイワボウオーシャンテック株式会社             | 490                 | 100.0          | 電気機器の組立、製造、販売           |
| 大 和 紡 観 光 株 式 会 社             | 50                  | 100.0          | ホテル業                    |
| ダイワボウエステート株式会社                | 30                  | 100.0          | 不動産の賃貸借、管理              |
| ダヤニ・ガーメント・インドネシア              | 4,929百万ルピア          | 56.3           | 衣料品の縫製                  |
| ダイワ・ド・ブラジル                    | (出資金)<br>21,000千レアル | 94.3           | 綿紡績                     |
| 蘇州大和針織服装有限公司                  | (出資金)<br>5,498千USドル | 76.7           | 衣料品の縫製                  |
| ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア | 3,300千USドル          | 80.0           | 産業用織物の製造、販売             |

(注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



2. 株式会社オーエム製作所は、株式交換により平成23年7月1日付で完全子会社となりました。
3. ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、ダイワボウオーシャンテック株式会社、大和紡観光株式会社、ダイワボウエステート株式会社の議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
4. ダイワ・ド・ブラジルは、平成23年9月に増資を行い、資本金が12,000千レアルから21,000千レアルになりました。

(7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

| 事業内容       | 主要製品                                                    |
|------------|---------------------------------------------------------|
| ITインフラ流通事業 | コンピュータ機器および周辺機器の販売等                                     |
| 化合繊・機能資材事業 | 化合繊綿、不織布製品、産業資材関連の製造加工販売業                               |
| 衣料品・生活資材事業 | 紡績糸、織物、編物、二次製品の製造販売業                                    |
| 工作・自動機械事業  | 生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業                                    |
| その他事業      | 電気機器の組立製造販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業、エンジニアリング業 |

(8) 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

① 当社

| 名称    | 所在地    |
|-------|--------|
| 本社    | 大阪市    |
| 東京事務所 | 東京都中央区 |

② 子会社

| 名 称                           | 事業所名      | 所在地           | 主要製品      |
|-------------------------------|-----------|---------------|-----------|
| ダイワボウ情報システム株式会社               | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 東 京 支 社   | 東 京 都 品 川 区   |           |
|                               | 支店・営業所    | 全 国 8 7 拠 点   |           |
| 大 和 紡 績 株 式 会 社               | 本 社       | 大 阪 市         |           |
| 株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所         | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 東 京 支 店   | 東 京 都 台 東 区   |           |
|                               | 宍 道 工 場   | 島 根 県 松 江 市   | 自動機械、工作機械 |
|                               | 長 岡 工 場   | 新 潟 県 長 岡 市   | 工作機械      |
| ダイワボウノイ株式会社                   | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 東 京 支 店   | 東 京 都 中 央 区   |           |
| ダイワボウプログレス株式会社                | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 出 雲 工 場   | 島 根 県 出 雲 市   | 産業用資材     |
|                               | 和 歌 山 工 場 | 和 歌 山 県 日 高 郡 | 産業用資材     |
|                               | 明 石 工 場   | 兵 庫 県 明 石 市   | 工業用スポンジ   |
|                               | 益 田 工 場   | 島 根 県 益 田 市   | 自転車用タイヤ   |
| ダイワボウポリテック株式会社                | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 播 磨 工 場   | 兵 庫 県 加 古 郡   | 合繊綿       |
|                               | 美 川 工 場   | 石 川 県 白 山 市   | 不織布       |
|                               | 益 田 工 場   | 島 根 県 益 田 市   | 不織布       |
| カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社         | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 東 京 支 店   | 東 京 都 中 央 区   |           |
|                               | 福 井 工 場   | 福 井 県 鯖 江 市   | 樹脂防水加工    |
| ダイワボウレーヨン株式会社                 | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 益 田 工 場   | 島 根 県 益 田 市   | スフ綿       |
| ダイワボウアドバンス株式会社                | 本 社       | 大 阪 市         |           |
|                               | 東 京 支 店   | 東 京 都 中 央 区   |           |
| ダヤニ・ガーメント・インドネシア              | 本社・工場     | インドネシア        | 衣料品       |
| ダイワ・ド・ブラジル                    | 本社・工場     | ブラジル          | 紡績糸       |
| 蘇州大和針織服装有限公司                  | 本社・工場     | 中 国           | 衣料品       |
| ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア | 本社・工場     | インドネシア        | 産業用織物     |

(注) ダイワボウノイ株式会社の東京支店は、平成24年4月1日付で東京営業本部に改称いたしました。

(9) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

| 従業員数（名） | 前期末比増減数（名） |
|---------|------------|
| 6,265   | 363        |

(注) 上記には嘱託社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

| 借入先             | 借入金残高（百万円） |
|-----------------|------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 12,331     |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 5,195      |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 3,800      |
| 農林中央金庫          | 3,200      |
| 株式会社日本政策投資銀行    | 3,104      |

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 192,712,926株  
 (3) 株主数 28,433名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                               | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|-----------------------------------------------------|----------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )               | 7,907    | 4.11     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                           | 6,161    | 3.20     |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                                 | 4,000    | 2.08     |
| 日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社                             | 3,172    | 1.65     |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行                                 | 3,136    | 1.63     |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )                 | 3,136    | 1.63     |
| ダ イ ワ ボ ウ 従 業 員 持 株 会                               | 2,897    | 1.50     |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行                       | 2,192    | 1.14     |
| 河 合 裕                                               | 2,129    | 1.11     |
| ザ チェース マンハッタン バンク<br>エヌエイ ロンドン エス エル<br>オムニバス アカウント | 1,855    | 0.96     |

(注) 持株比率は、自己保有株式 (187,767株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成24年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                            |
|-------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長           | 菅 野 肇   | 株式会社オーエム製作所 監査役                                                                                          |
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 阪 口 政 明 | ダイワボウ情報システム株式会社<br>監査役                                                                                   |
| 代表取締役役員<br>専務執行役員 | 北 孝 一   | 戦略事業推進室、知的財産室、監査室担当<br>ダイワボウ情報システム株式会社 取締役<br>大和紡績株式会社 取締役社長                                             |
| 取締役役員<br>専務執行役員   | 野 上 義 博 | I Tインフラ流通事業統括<br>ダイワボウ情報システム株式会社<br>取締役社長                                                                |
| 取締役役員<br>専務執行役員   | 山 村 英 司 | 産業機械事業統括<br>株式会社オーエム製作所 取締役社長                                                                            |
| 取締役役員<br>常務執行役員   | 安 永 達 哉 | I Tインフラ流通事業副統括<br>ダイワボウ情報システム株式会社<br>専務取締役                                                               |
| 取締役役員<br>常務執行役員   | 山 村 芳 郎 | 関連事業統括兼経営企画室、財務I R室、<br>人事総務室、法務コンプライアンス室担当<br>大和紡績株式会社 取締役<br>株式会社オーエム製作所 取締役<br>ダイワボウアソシエ株式会社<br>取締役社長 |
| 取締役役員<br>常務執行役員   | 門 前 英 樹 | 繊維事業統括<br>大和紡績株式会社 取締役<br>ダイワボウプログレス株式会社<br>取締役社長                                                        |
| 取締役役員<br>常務執行役員   | 若 月 博   | 産業機械事業副統括<br>株式会社オーエム製作所 常務取締役                                                                           |
| 取 締 役             | 加 藤 匡   |                                                                                                          |
| 常 勤 監 査 役         | 足 立 裕   | 大和紡績株式会社 監査役<br>株式会社オーエム製作所 監査役                                                                          |
| 常 勤 監 査 役         | 寺 口 功 一 | 大和紡績株式会社 監査役                                                                                             |
| 監 査 役             | 安 木 健   | 弁護士                                                                                                      |
| 監 査 役             | 武 藤 満 夫 |                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役 加藤 匡氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 安木 健、武藤満夫の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役 加藤 匡氏ならびに監査役 安木 健、武藤満夫の両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分          | 支給人員（名）   | 支給額（百万円）   |
|--------------|-----------|------------|
| 取（う）ち社（外）取締役 | 12<br>(1) | 131<br>(7) |
| 監（う）ち社（外）監査役 | 4<br>(2)  | 39<br>(12) |
| 合 計          | 16        | 170        |

- (注) 1. 上記には、平成23年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 加藤 匡氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。また、経営者としての豊富な経験および金融業における幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
- ・監査役 安木 健氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会4回のうち4回に出席しております。また、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
- ・監査役 武藤満夫氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会4回のうち4回に出席しております。また、他の上場会社の法務審査部門の執行役員としての経験を活かし、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                    | 支 払 額 (百万円) |
|----------------------------------------|-------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 64          |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 115         |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準の適用に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善する見込みがないと判断した場合、もしくは、監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当会社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
  - ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。

- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
  - ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
  - ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度の採用により、取締役会の機能を戦略の立案、業務執行の監督に特化し、執行役員にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にする事により、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
  - ② 当社グループは、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会や定期的開催する執行役員会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
  - ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定する。



- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
  - ② 当社グループの事業ドメイン別の事業運営に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、持株会社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査室に属する使用人は、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができる。
  - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
    - A 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
    - B 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
    - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
  - ② 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役または使用人に報告を求めることができ、当該取締役または使用人はこれに応じる。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、事業会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
  - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様のご自由な意思によって行われるべきであり、例え当社株式の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、I Tインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これに加え、当社は昨年、工作機械および自動機械の製造販売を行う株式会社オーエム製作所を公開買付けによって連結子会社化し、さらに株式交換により完全子会社といたしました。これらにより、IT関連の「情報インフラ」および繊維関連の「生活インフラ」に「産業インフラ」を加えることで、それらを総合した「社会インフラ」の領域で顧客満足を追求し、地球環境との共生と持続可能な社会の創造への貢献を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様へ、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを適切に判断していただくために情報提供や検討期間の確保がなされることが不可欠であると考えています。

そのため、本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものです。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成21年5月13日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

- (4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではありません。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(3)に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成21年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものです。また、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### ③ 必要性・相当性確保の原則

#### ア. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### イ. 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ウ. デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、本プラン導入を機に、取締役の任期を1年へ短縮いたしましたので、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本方針の継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様が意思が反映できることになるため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 当社は、平成24年5月9日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会参考書類の第3号議案をご参照ください。

## 連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部                |                |
|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
|                 | 百万円            |                        | 百万円            |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>165,118</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>138,066</b> |
| 現金及び預金          | 9,681          | 支払手形及び買掛金              | 108,329        |
| 受取手形及び売掛金       | 113,951        | 短期借入金                  | 16,462         |
| 商品及び製品          | 25,194         | 未払法人税等                 | 2,814          |
| 仕掛品             | 2,834          | 賞与引当金                  | 2,388          |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,696          | 役員賞与引当金                | 73             |
| 繰延税金資産          | 1,941          | 製品保証引当金                | 128            |
| その他             | 10,152         | その他                    | 7,869          |
| 貸倒引当金           | △333           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>51,018</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>66,393</b>  | 長期借入金                  | 37,630         |
| <u>有形固定資産</u>   | <u>44,838</u>  | 繰延税金負債                 | 3,588          |
| 建物及び構築物         | 9,918          | 退職給付引当金                | 5,508          |
| 機械装置及び運搬具       | 7,246          | 役員退職慰勞引当金              | 45             |
| 土地              | 26,011         | 関係会社事業損失引当金            | 26             |
| その他             | 1,662          | 預り保証金                  | 3,529          |
| <u>無形固定資産</u>   | <u>11,451</u>  | その他                    | 689            |
| のれん             | 10,303         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>189,085</b> |
| その他             | 1,147          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| <u>投資その他の資産</u> | <u>10,103</u>  | 株 主 資 本                | 45,251         |
| 投資有価証券          | 6,093          | 資 本 金                  | 21,696         |
| 長期貸付金           | 238            | 資 本 剰 余 金              | 7,889          |
| 破産更生債権等         | 246            | 利 益 剰 余 金              | 15,751         |
| 繰延税金資産          | 680            | 自 己 株 式                | △85            |
| その他             | 3,527          | その他の包括利益累計額            | △3,272         |
| 貸倒引当金           | △683           | その他有価証券評価差額金           | △408           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>231,512</b> | 繰延ヘッジ損益                | 12             |
|                 |                | 為替換算調整勘定               | △2,876         |
|                 |                | 少 数 株 主 持 分            | 448            |
|                 |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>42,426</b>  |
|                 |                | <b>負 債 、 純 資 産 合 計</b> | <b>231,512</b> |

# 連結損益計算書 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

|        |              | 百万円     |
|--------|--------------|---------|
| 売      | 上            | 489,543 |
| 売      | 上            | 443,845 |
| 販売費    | 上総           | 45,697  |
| 営業     | 及び一般管理費      | 38,628  |
| 営業     | 業利           | 7,069   |
| 営業     | 業外           |         |
|        | 受取           | 54      |
|        | 受取           | 128     |
|        | 販売           | 162     |
|        | 貸倒引当金戻入額     | 79      |
|        | 持分法による投資利益   | 77      |
|        | その他の         | 285     |
| 営業     | 業外費用         | 787     |
|        | 支払           | 902     |
|        | その他の         | 830     |
| 経      | 常            | 6,124   |
| 特      | 別            |         |
|        | 固定資産売却益      | 50      |
|        | 受取           | 506     |
|        | その他の         | 9       |
| 特      | 別            | 565     |
|        | 固定資産除売却損     | 51      |
|        | 投資有価証券売却損    | 5       |
|        | 投資有価証券評価損    | 140     |
|        | 災害による損失      | 6       |
|        | 減損           | 373     |
|        | その他の         | 39      |
| 税金等調整前 | 当期純利益        | 6,074   |
|        | 法人税、住民税及び事業税 | 3,631   |
|        | 法人税等調整額      | △884    |
| 少数株主   | 損益調整前当期純利益   | 3,327   |
| 少数株主   | 損失           | 20      |
| 当期     | 純利益          | 3,347   |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成23年4月1日 残高                  | 21,696  | 6,366 | 12,953 | △118    | 40,897 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 新 株 の 発 行                     |         | 1,527 |        |         | 1,527  |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △549   |         | △549   |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 3,347  |         | 3,347  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △2      | △2     |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | △5    |        | 43      | 37     |
| 連結子会社に対する持分<br>変動に伴う自己株式の増減   |         |       |        | △8      | △8     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | 1,522 | 2,798  | 32      | 4,353  |
| 平成24年3月31日 残高                 | 21,696  | 7,889 | 15,751 | △85     | 45,251 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                      |                   | 少 数 株 主 分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|----------------------|-------------------|-----------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |        |
| 平成23年4月1日 残高                  | △324                  | △10          | △2,696               | △3,030            | 1,776     | 39,643 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |              |                      |                   |           |        |
| 新 株 の 発 行                     |                       |              |                      |                   |           | 1,527  |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |              |                      |                   |           | △549   |
| 当 期 純 利 益                     |                       |              |                      |                   |           | 3,347  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |              |                      |                   |           | △2     |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                       |              |                      |                   |           | 37     |
| 連結子会社に対する持分<br>変動に伴う自己株式の増減   |                       |              |                      |                   |           | △8     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △84                   | 23           | △179                 | △241              | △1,328    | △1,569 |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △84                   | 23           | △179                 | △241              | △1,328    | 2,783  |
| 平成24年3月31日 残高                 | △408                  | 12           | △2,876               | △3,272            | 448       | 42,426 |



# 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数 43社

大和紡績株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウスピテック株式会社、ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウマテリアルズ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、ダイワボウテックス株式会社、西明株式会社、ダイワボウオーシャンテック株式会社、ダイワエンジニアリング株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社、大和紡観光株式会社、株式会社赤徳国際カントリークラブ、ダイワボウライフサポート株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ディーエヌプロダクツ株式会社、ダイワマルエス株式会社、朝日加工株式会社、カンボウ企業株式会社、ケービー産業株式会社、ダイワボウ情報システム株式会社、ディーアイエス物流株式会社、ディーアイエスソリューション株式会社、ディーアイエステクノサービス株式会社、ディーアイエスアートワークス株式会社、株式会社オーエム製作所、オーエム金属工業株式会社、オーエム技研株式会社、オーエムエンジニアリング株式会社、オムテック株式会社、Daiwa Do Brasil Textil Ltda.、P. T. Dayani Garment Indonesia、蘇州大和針織服装有限公司、P. T. Daiwabo Industrial Fabrics Indonesia、大和紡工業（蘇州）有限公司、P. T. Daiwabo Sheetec Indonesia、P. T. Daiwabo Garment Indonesia、Daiwabo Hong Kong Co., Limited、O-M(U. S. A.), INC.、TAIWAN O-M CO., LTDである。

なお、大有商事株式会社は平成23年4月1日に商号変更し、ダイワボウライフサポート株式会社となった。

また、P. T. Daiwabo Garment Indonesia及びDaiwabo Hong Kong Co., Limitedについては、当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

また、前連結会計年度において連結子会社であったソーラー産業株式会社は清算結了したため、連結の範囲から除外している。なお同社については上記連結子会社の数には含まれていないが、清算結了までの損益計算書については連結している。

### (2) 非連結子会社の数 3社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 非連結子会社3社及び関連会社7社のうち、関連会社2社（主要な会社は、株式会社ZOA）について、持分法を適用した。

適用外の非連結子会社3社及び関連会社5社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がない。

- (2) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法を適用した被投資会社の決算日は、3月31日が1社、12月31日が1社である。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDaiwa Do Brasil Textil Ltda.、P.T.Dayani Garment Indonesia、蘇州大和針織服装有限公司、P.T.Daiwabo Industrial Fabrics Indonesia、大和紡工業（蘇州）有限公司、P.T.Daiwabo Sheetec Indonesia、P.T.Daiwabo Garment Indonesia、Daiwabo Hong Kong Co., Limited、O-M(U.S.A.), INC. 及びTAIWAN O-M CO., LTDの決算日は、12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしている。なお、そのほかの連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

## 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

### ① 有 価 証 券

その他有価証券

時 価 の あ る も の…決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

時 価 の な い も の…移動平均法による原価法によっている。

- ② デ リ バ テ ィ ブ…ヘッジ会計で振当処理を採用している為替予約及び特例処理を採用している金利スワップを除き、時価法によっている。

- ③ 棚 卸 資 産…ITインフラ流通事業、化繊織・機能資材事業、衣料品・生活資材事業及びその他事業は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。工作・自動機械事業は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：建物（建物附属設備を除く）は主として定額法、建物以外（リース資産を除く）については、衣料品・生活資材事業、化繊・機能資材事業及びその他事業は、主として定額法、ITインフラ流通事業及び工作・自動機械事業は、定率法によっている。
- ② 無形固定資産：定額法によっている。  
（リース資産を除く）
- ③ リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ④ 長期前払費用：均等償却によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- 賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上している。
- 役員賞与引当金：連結子会社4社において、役員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上している。
- 製品保証引当金：連結子会社1社において、製品販売後に発生する製品保証費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率を基礎として算定した額を計上している。
- 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

当社及び一部の子会社の会計基準変更時差異は、15年による按分額を償却しており、当連結会計年度末未償却残高は765百万円である。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により償却している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から償却している。

役員退職慰労引当金：連結子会社1社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、会社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

関係会社事業損失引当金：関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して当該関係会社の債務超過額のうちの連結会社損失負担見込額を計上している。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。

なお、連結決算日までに為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社の連結決算日における決算に基づく貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

| <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u>         |
|--------------|----------------------|
| 為替予約         | 外貨建売掛金・買掛金等及び外貨建予定取引 |
| 金利スワップ       | 借入金                  |

③ ヘッジ方針

当社グループの事業遂行に伴い発生するリスクの低減を目的とし、それぞれのリスクに  
応じたヘッジ手段を適切かつ適時に実行する方針である。

④ ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動  
又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場又はキャッシュ・フロー変動の  
累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。ただし、金利スワップの  
特例処理及び為替予約の振当処理については有効性の評価の判定を省略している。

(6) 消費税等の会計処理：税抜方式によっている。

5. のれんの償却方法及び償却期間：のれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしており、償却期間は5～10年である。

## (追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

## (連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 預金      | 0百万円      |
| 建物及び構築物 | 2,530百万円  |
| 土地      | 13,929百万円 |
| 投資有価証券  | 150百万円    |

対応する債務

|                  |          |
|------------------|----------|
| 短期借入金            | 2,285百万円 |
| 長期借入金(返済期限一年内含む) | 7,738百万円 |

預金0百万円は木管保証金保全協会へ取引保証として差入れている。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 50,141百万円

### 3. 受取手形割引高 69百万円

売掛金・手形債権流動化に伴う譲渡額は7,623百万円であり、そのうち買戻義務の上限額は81百万円である。

### 4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれている。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 1,348百万円 |
| 支払手形 | 2,790百万円 |

### 5. コミットメントライン

当社及び一部の子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行とコミットメントラインを締結している。コミットメントラインの総額は10,200百万円であるが、当連結会計年度末の実行残高はない。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上している。

| 用途                                         | 場所               | 種類        | 減損損失<br>(百万円) |
|--------------------------------------------|------------------|-----------|---------------|
| ゴルフ場<br>(ダイワボウエステート(株))<br>(株赤徳国際カントリークラブ) | 兵庫県赤穂市           | 建物及び構築物   | 167           |
|                                            |                  | 機械装置及び運搬具 | 18            |
|                                            |                  | 土地        | 144           |
|                                            |                  | その他       | 15            |
| 電子発注システム<br>(株オーエム製作所)                     | 新潟県長岡市<br>島根県松江市 | 無形固定資産その他 | 9             |
| 不織布製造設備<br>(ダイワボウポリテック(株))                 | 兵庫県加古郡           | 建物及び構築物   | 1             |
|                                            |                  | 機械装置及び運搬具 | 8             |
|                                            |                  | その他       | 0             |
| 宍道工場独身寮<br>(株オーエム製作所)                      | 島根県松江市           | 建物及び構築物   | 3             |
| 遊休資産<br>(ダイワボウエステート(株))                    | 福井県福井市           | 土地        | 2             |
| 遊休資産<br>(カンボウプラス(株))                       | 長野県須坂市           | 土地        | 1             |
| 遊休資産<br>(ダイワボウエステート(株))                    | 佐賀県佐賀市           | 土地        | 0             |

事業の種類別セグメントを基礎に、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グルーピングを行っている。

ゴルフ場については、収益性の低下により、電子発注システムについては、新規生産管理システムの導入に伴い使用を終了することを意思決定したため、不織布製造設備については、売却を意思決定したため、宍道工場独身寮については、廃止し解体撤去することを意思決定したため、遊休資産については、今後も使用見込みが立たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。なお、回収可能価額は正味売却価額を使用し、正味売却価額はゴルフ場については鑑定評価に基づく金額とし、電子発注システムについては使用予定期間の償却額とし、不織布製造設備については売却見込額とし、宍道工場独身寮については零とし、遊休資産については固定資産税評価額に基づき算定している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 183,397千株     | 9,315千株      | 一千株          | 192,712千株    |

(注) 発行済株式の総数の増加は㈱オーエム製作所の株式交換に伴い新株を発行したものである。

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 628千株         | 59千株         | 250千株        | 438千株        |

(注) 自己株式の数の増加59千株のうち、47千株は㈱オーエム製作所の株式交換による同社所有当社株式の当社持分の増加、12千株は単元未満株式の買取りによる増加分であり、減少250千株は、㈱オーエム製作所所有の当社株式の売却による減少である。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 549             | 3               | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定である。

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 770             | 利益剰余金 | 4               | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っている。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブはヘッジ方針に従い、実需の範囲で行うこととしている。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:百万円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価<br>(*) | 差額    |
|-----------------|-------------------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金      | 9,681             | 9,681     | —     |
| (2) 受取手形及び売掛金   | 113,951           | 113,951   | —     |
| (3) 投資有価証券      |                   |           |       |
| 関係会社株式          | 855               | 511       | (343) |
| その他有価証券         | 4,465             | 4,465     | —     |
| (4) 支払手形及び買掛金   | (108,329)         | (108,329) | —     |
| (5) 短期借入金       | (12,473)          | (12,473)  | —     |
| (6) 長期借入金       | (41,619)          | (41,884)  | (265) |
| (7) デリバティブ取引    |                   |           |       |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 18                | 18        | —     |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示している。また、合計で正味の債務となる項目については、( )で示している。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (6) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。なお、連結貸借対照表計上額41,619百万円は、1年以内返済長期借入金3,988百万円を含んでいる。



(7) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっている。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金並びに支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金並びに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載している（上記(2)(4)参照）。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記(6)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額772百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府及びその他の地域において、遊休不動産及び賃貸用不動産（土地を含む。）を有している。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 6,001      | 6,042 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。

(1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 218円33銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 17円67銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

### 従業員持株E S O P信託の導入

当社は、平成23年11月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定した。

#### 1. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいう。

当社が「ダイワボウ従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得する。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却する。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使する。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配される。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はない。

#### 2. 信託契約の概要

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託（他益信託）                                    |
| ②信託の目的   | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③委託者     | 当社                                                   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                        |
| ⑤受益者     | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者                               |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者                                        |
| ⑦信託契約日   | 平成24年5月14日                                           |
| ⑧信託の期間   | 平成24年5月14日～平成29年7月20日                                |
| ⑨議決権行使   | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する。    |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式                                               |
| ⑪取得株式の総額 | 950百万円                                               |
| ⑫株式の取得期間 | 平成24年5月18日～平成24年8月17日（予定）<br>（なお、平成24年6月25日～29日は除く。） |
| ⑬株式の取得方法 | 取引所市場より取得                                            |

## (金額の表示)

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

## 貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部                |                |
|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
|                 | 百万円            |                        | 百万円            |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>6,615</b>   | <b>流 動 負 債</b>         | <b>32,433</b>  |
| 現金及び預金          | 2,719          | 短期借入金                  | 29,954         |
| 前払費用            | 11             | 未払金                    | 332            |
| 繰延税金資産          | 106            | 未払費用                   | 63             |
| 短期貸付金           | 850            | 未払法人税等                 | 1,926          |
| 未収入金            | 2,753          | 未払消費税                  | 40             |
| その他             | 173            | 前受金                    | 72             |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>98,983</b>  | 預り金                    | 27             |
| <u>有形固定資産</u>   | <u>96</u>      | 賞与引当金                  | 15             |
| 建物              | 0              | <b>固 定 負 債</b>         | <b>36,360</b>  |
| 車両運搬具           | 7              | 長期借入金                  | 31,190         |
| 工具器具及び備品        | 88             | 繰延税金負債                 | 4,420          |
| <u>無形固定資産</u>   | <u>25</u>      | 退職給付引当金                | 463            |
| 電話加入権その他        | 25             | 関係会社事業損失引当金            | 24             |
| ソフトウェア          | 0              | その他                    | 262            |
| <u>投資その他の資産</u> | <u>98,861</u>  | <b>負 債 合 計</b>         | <b>68,794</b>  |
| 投資有価証券          | 2,737          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| 関係会社株式          | 78,799         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>37,197</b>  |
| 出資金             | 47             | 資 本 金                  | 21,696         |
| 関係会社出資金         | 2,003          | 資 本 剰 余 金              | 8,591          |
| 長期貸付金           | 16,160         | 資本準備金                  | 8,591          |
| 長期前払費用          | 3              | その他資本剰余金               | 0              |
| その他             | 92             | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>6,952</b>   |
| 貸倒引当金           | △269           | 利益準備金                  | 274            |
| 投資損失引当金         | △713           | その他利益剰余金               | 6,677          |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>105,598</b> | 繰越利益剰余金                | 6,677          |
|                 |                | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△42</b>     |
|                 |                | 評価・換算差額等               | △393           |
|                 |                | その他有価証券評価差額金           | △393           |
|                 |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>36,804</b>  |
|                 |                | <b>負 債 、 純 資 産 合 計</b> | <b>105,598</b> |

# 損 益 計 算 書 （平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）

|                 |      | 百万円   |
|-----------------|------|-------|
| 営 業 収 益         |      | 4,279 |
| 営 業 費 用         |      | 1,247 |
|                 |      | 3,031 |
| 営 業 外 収 益       |      |       |
| 受取利息及び配当金       | 422  |       |
| そ の 他           | 13   | 436   |
|                 |      |       |
| 営 業 外 費 用       |      |       |
| 支 払 利 息         | 749  |       |
| 環 境 対 策 費       | 120  |       |
| そ の 他           | 122  | 992   |
|                 |      |       |
| 経 常 利 益         |      | 2,475 |
| 特 別 損 失         |      |       |
| 関係会社株式評価損       | 137  |       |
| 投資損失引当金繰入額      | 713  |       |
| そ の 他           | 7    | 858   |
|                 |      |       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |      | 1,616 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 68   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △900 | △832  |
|                 |      |       |
| 当 期 純 利 益       |      | 2,448 |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                 |              |         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                             |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 平成23年4月1日 残高                | 21,696  | 7,063     | 0              | 7,063        | 274       | 4,778                           | 5,053        | △40     | 33,773      |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                |              |           |                                 |              |         |             |
| 新株の発行                       |         | 1,527     |                | 1,527        |           |                                 |              |         | 1,527       |
| 剰余金の配当                      |         |           |                |              |           | △549                            | △549         |         | △549        |
| 当期純利益                       |         |           |                |              |           | 2,448                           | 2,448        |         | 2,448       |
| 自己株式の取得                     |         |           |                |              |           |                                 |              | △2      | △2          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |                |              |           |                                 |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | 1,527     | —              | 1,527        | —         | 1,899                           | 1,899        | △2      | 3,424       |
| 平成24年3月31日 残高               | 21,696  | 8,591     | 0              | 8,591        | 274       | 6,677                           | 6,952        | △42     | 37,197      |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 平成23年4月1日 残高                | △403             | △403           | 33,369 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |        |
| 新株の発行                       |                  |                | 1,527  |
| 剰余金の配当                      |                  |                | △549   |
| 当期純利益                       |                  |                | 2,448  |
| 自己株式の取得                     |                  |                | △2     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 9                | 9              | 9      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 9                | 9              | 3,434  |
| 平成24年3月31日 残高               | △393             | △393           | 36,804 |

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

時価のないもの：移動平均法による原価法によっている。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

特例処理を採用している金利スワップを除き、時価法によっている。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法によっている。

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産：定額法によっている。

(リース資産を除く)

(3) リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(4) 長期前払費用：均等償却している。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上している。

(追加情報)

当事業年度において、関係会社への投資に対する損失に備えるため、財務健全性の観点から投資損失引当金を設定している。

これにより、繰入額を特別損失に計上した結果、税引前当期純利益が713百万円減少している。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異については、15年による按分額を償却している。なお、平成24年3月期末現在未償却残高は、23百万円である。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により償却している。数理計算上の差異は、各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度の翌事業年度から償却することとしている。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して当該関係会社の債務超過額のうちの当社損失負担見込額を計上している。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段  | ヘッジ対象 |
|--------|-------|
| 金利スワップ | 借入金   |

(3) ヘッジ方針

当社の事業遂行に伴い発生するリスクの低減を目的とし、それぞれのリスクに応じたヘッジ手段を適切かつ適時に実行する方針である。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理については有効性の評価の判定を省略している。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

投資有価証券： 123百万円

上記に対応する債務

関係会社の借入金： 104百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額：82百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っている。

大和紡観光㈱： 120百万円

㈱赤穂国際カントリークラブ： 1百万円

P.T.Dayani Garment Indonesia： 20百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権： 3,561百万円

短期金銭債務： 17,924百万円

長期金銭債権： 16,160百万円

5. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントラインを締結している。コミットメントラインの総額は5,000百万円であるが、当事業年度末の実行残高はない。

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益： 4,279百万円

営業費用： 480百万円

営業取引以外の取引による取引高：456百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式： 187,767株



(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|                |           |
|----------------|-----------|
| 繰延税金資産         |           |
| 賞与引当金          | 5百万円      |
| 貸倒引当金繰入超過額     | 95百万円     |
| 退職給付引当金        | 165百万円    |
| 未払役員退職慰労金      | 41百万円     |
| 関係会社事業損失引当金    | 8百万円      |
| 投資損失引当金        | 253百万円    |
| 関係会社株式等評価損     | 1,368百万円  |
| 投資有価証券評価損      | 34百万円     |
| ゴルフ会員権評価損      | 47百万円     |
| 環境対策費          | 101百万円    |
| 繰越欠損金          | 302百万円    |
| その他有価証券評価差額金   | 163百万円    |
| その他            | 22百万円     |
| 繰延税金資産小計       | 2,612百万円  |
| 評価性引当額         | △1,986百万円 |
| 繰延税金資産合計       | 626百万円    |
| 繰延税金負債         |           |
| 子会社株式に係る繰延税金負債 | △4,903百万円 |
| その他有価証券評価差額金   | △35百万円    |
| 繰延税金負債合計       | △4,939百万円 |
| 繰延税金負債の純額      | △4,313百万円 |

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれている。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 106百万円    |
| 固定負債－繰延税金負債 | △4,420百万円 |

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までに解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等につ

いては35.6%となる。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は639百万円減少し、法人税等調整額は634百万円減少している。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金負債の金額は75百万円増加し、法人税等調整額は75百万円増加している。

### （関連当事者との取引に関する注記）

#### 子会社及び関連会社等

| 属 性 | 会社等の名称       | 議決権の<br>所有割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係                                          | 取引の内容                                                                  | 取引金額<br>(百万円)                         | 科 目        | 期末残高<br>(百万円)                       |
|-----|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------|-------------------------------------|
| 子会社 | ダイワボウノイ㈱     | 間接100.0%     | 資 金 の 援 助<br>債 務 の 兼 任<br>被 債 務 保 証                           | 資金の貸付(注1)<br>利息の受取(注1)<br>被債務保証(注5)                                    | 402<br>32<br>-                        | 長期貸付金<br>- | 1,303<br>-<br>-                     |
| 子会社 | ダイワボウポリテック㈱  | 間接100.0%     | 資 金 の 援 助<br>債 務 の 兼 任<br>被 債 務 保 証                           | 貸付金の回収(注1)<br>利息の受取(注1)<br>被債務保証(注5)                                   | 222<br>34<br>-                        | 長期貸付金<br>- | 2,046<br>-<br>-                     |
| 子会社 | ダイワボウプログレス㈱  | 間接100.0%     | 資 金 の 援 助<br>債 務 の 兼 任<br>被 債 務 保 証                           | 貸付金の回収(注1)<br>利息の受取(注1)<br>被債務保証(注5)                                   | 493<br>65<br>-                        | 長期貸付金<br>- | 2,555<br>-<br>-                     |
| 子会社 | ダイワボウエステート㈱  | 間接100.0%     | 資 金 の 援 助<br>短期資金の管理<br>債 務 の 兼 任<br>被 債 務 保 証<br>担 保 の 被 提 供 | 資金の貸付(注1)<br>利息の受取(注1)<br>当社の借入に対する<br>担保の提供(注2)<br>被債務保証(注5)          | 382<br>155<br>11,808<br>-             | 長期貸付金<br>- | 7,575<br>-<br>-<br>-                |
| 子会社 | ダイワボウアソシエ㈱   | 直接100.0%     | 役 員 の 兼 任<br>経 営 指 導                                          | 業務委託(注3)                                                               | 160                                   | -          | -                                   |
| 子会社 | ダイワボウ情報システム㈱ | 直接100.0%     | 短期資金の管理<br>役 員 の 兼 任<br>被 債 務 保 証<br>経 営 指 導                  | 資金の借入(注1)<br>利息の支払(注1)<br>営業収益(注4)<br>被債務保証(注6)<br>業務委託(注3)<br>未収連結法人税 | -<br>76<br>1,431<br>8,000<br>234<br>- | 短期借入金<br>- | 11,000<br>-<br>-<br>-<br>-<br>1,432 |
| 子会社 | ㈱オーエム製作所     | 直接100.0%     | 短期資金の管理<br>役 員 の 兼 任<br>経 営 指 導                               | 資金の借入(注1)<br>利息の支払(注1)                                                 | 3,000<br>10                           | 短期借入金<br>- | 3,000<br>-                          |
| 子会社 | 大和紡績㈱        | 直接100.0%     | 役 員 の 兼 任<br>経 営 指 導                                          | 営業収益(注4)                                                               | 501                                   | -          | -                                   |
| 子会社 | ソーラー産業㈱      | -            | -                                                             | 債権放棄(注8)                                                               | 364                                   | -          | -                                   |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 子会社に対する資金の貸付及び子会社からの借入に対する金利については、市場金利を勘案して決定している。なお、担保は受け入れていない。
- (注2) 当社は、金融機関等からの借入金に対して、ダイワボウエステート㈱所有の工場財団、土地及び建物の担保提供を受けている。
- (注3) 当社は、ダイワボウアソシエ㈱及びダイワボウ情報システム㈱に総務、財務業務他の管理業務を委託している。委託料は、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定している。

- (注4) 当社は、グループの経営効率の向上を実現するために必要な経営管理にかかる役務及び便益を提供している。経営指導料は、子会社の売上高及び総資産に基づき合理的に決定している。
- (注5) 当社は、金融機関からの借入金に対して、ダイワボウノイ㈱、ダイワボウポリテック㈱、ダイワボウプログレス㈱及びダイワボウエステート㈱の連帯保証により、総額16,014百万円の債務保証を受けている。
- (注6) 当社は、金融機関からの借入金に対して、ダイワボウ情報システム㈱により、債務保証を受けている。
- (注7) 一部の債務超過会社に関する当社の損失負担見込額に対して貸倒引当金を計上している。なお、当事業年度における取崩額は363百万円であり、期末残高は238百万円である。
- (注8) 当社は、ソーラー産業㈱の清算終了により364百万円を債権放棄している。
- (注9) 子会社が保有する当座預金等の短期資金については、キャッシュプーリングシステムにより当社へ集約することにより、グループ内の余剰資金を有効活用している。また、当システムによる子会社への貸付及び子会社からの借入に対する金利については、市場金利を勘案して決定している。なお、当システムによる短期資金の移動については、日々決済されるため、上表には記載はしていない。
- (注10) 取引金額には消費税等を含めていない。

**(1株当たり情報に関する注記)**

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 191円17銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 12円90銭  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

従業員持株E S O P信託の導入

当社は、平成23年11月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定した。

この内容の詳細については、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載している。

**(金額の表示)**

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月24日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 足 立 裕 ㊟

常勤監査役 寺 口 功 一 ㊟

社外監査役 安 木 健 ㊟

社外監査役 武 藤 満 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期は、新たな経営体制のもとグループ事業の変革を推し進め、事業領域の拡大と連結収益力の強化に努めました。従いまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金4円 総額 770,100,636円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

### 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かの野はじめ<br>菅野肇<br>(昭和18年1月2日) | 昭和40年4月 当社へ入社<br>平成5年6月 当社取締役<br>平成8年6月 当社常務取締役<br>平成15年6月 当社取締役社長に就任<br>平成19年6月 当社代表取締役社長、社長執行<br>役員に就任<br>平成22年6月 当社代表取締役会長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社オーエム製作所 監査役 | 337,000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | さか ぐち まさ あき<br>阪 口 政 明<br>(昭和22年10月3日) | 昭和46年4月 当社へ入社<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成15年6月 当社常務取締役<br>平成19年6月 当社取締役常務執行役員<br>平成22年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員に就任<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ダイワボウ情報システム株式会社 監査役                                                                                                      | 85,000株        |
| 3     | きた こう いち<br>北 孝 一<br>(昭和23年11月3日)      | 昭和47年4月 当社へ入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社取締役常務執行役員<br>平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任<br>現在に至る<br>当社戦略事業推進室、監査室担当を委嘱<br>現在に至る<br>平成23年6月 当社知的財産室担当を委嘱<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ダイワボウ情報システム株式会社 取締役<br>大和紡績株式会社 取締役社長                                          | 67,000株        |
| 4     | の がみ よし ひろ<br>野 上 義 博<br>(昭和24年12月25日) | 昭和48年4月 当社へ入社<br>平成18年1月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社<br><br>平成18年6月 同社取締役<br>平成20年1月 同社常務取締役<br>平成21年4月 同社取締役社長に就任<br>現在に至る<br>当社常務執行役員<br>当社ITインフラ流通事業統括を委嘱<br>現在に至る<br>平成21年6月 当社取締役常務執行役員<br>平成23年6月 当社取締役専務執行役員<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長 | 35,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | やまむらえいじ<br>山村英司<br>(昭和22年1月16日) | 昭和44年4月 株式会社オーエム製作所へ入社<br>平成19年6月 同社取締役<br>平成19年12月 同社常務取締役<br>平成22年1月 同社取締役社長に就任<br>現在に至る<br>平成23年6月 当社取締役専務執行役員<br>現在に至る<br>当社産業機械事業統括を委嘱<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社オーエム製作所 取締役社長                                     | 24,600株        |
| 6     | やすながたつや<br>安永達哉<br>(昭和32年5月21日) | 平成元年3月 ダイワボウ情報システム株式会<br>社へ入社<br>平成14年6月 同社取締役<br>平成17年6月 同社常務取締役<br>平成19年6月 同社専務取締役<br>現在に至る<br>平成21年4月 当社常務執行役員<br>当社ITインフラ流通事業副統<br>括を委嘱<br>現在に至る<br>平成21年6月 当社取締役常務執行役員<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役 | 32,000株        |
| 7     | やまむらよしろう<br>山村芳郎<br>(昭和25年5月3日) | 昭和48年4月 当社へ入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務執行役員<br>平成22年6月 当社取締役常務執行役員<br>現在に至る<br>関連事業統括兼経営企画室、財<br>務IR室、人事総務室、法務コ<br>ンプライアンス室担当を委嘱<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>大和紡績株式会社 取締役<br>株式会社オーエム製作所 取締役<br>ダイワボウアソシエ株式会社 取締役社長    | 52,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8         | もん ぜん ひで き<br>門 前 英 樹<br>(昭和26年7月16日) | 昭和49年4月 当社へ入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務執行役員<br>平成22年6月 当社取締役常務執行役員<br>現在に至る<br>平成23年6月 当社繊維事業統括を委嘱<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>大和紡績株式会社 取締役<br>ダイワボウプログレス株式会社 取締役社長 | 39,000株           |
| ※9        | さ わ き ゆう じ<br>佐 脇 祐 二<br>(昭和34年3月11日) | 昭和56年4月 株式会社オーエム製作所へ入社<br>平成20年7月 同社経営企画管理部長<br>現在に至る<br>平成22年6月 同社取締役<br>現在に至る<br>平成23年6月 当社執行役員<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社オーエム製作所 取締役                              | 7,200株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※10   | ひら た とも ゆき<br>平 田 知 之<br>(昭和19年11月17日) | 昭和42年4月 住友商事株式会社へ入社<br>平成4年8月 Summit Wool Spinners Ltd.,<br>Chairman, Director<br>平成12年6月 Sumitex Hong Kong Ltd.,<br>Managing Director<br>平成17年11月 同社Managing Directorを退任<br>現在に至る | 0株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 平田知之氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は同氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 平田知之氏を社外取締役候補者とした理由は、海外現地法人の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくためであります。
5. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。平田知之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入いたしました。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、平成24年5月9日開催の当社取締役会において、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件とし、軽微な修正を施したうえで、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定いたしました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）

本議案は、本プランにつき、株主の皆様へ継続のご承認をお願いするものであります。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、例えば当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、昭和16年に紡績会社4社の合併による設立以来、紡績業の変遷とともに、継続して事業構造の変革に取り組んでまいりました。

平成18年1月には、より強固なグループ経営基盤を確立させるため純粋持株会社へ移行し、平成21年3月のITインフラ流通事業を展開するダイワボウ情報システム株式会社との経営統合、同年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、平成23年7月の産業機械事業を展開する株式会社オーエム製作所との経営統合をそれぞれ実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えるとともに、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

各事業におきましては、ITインフラ流通事業では、高度情報化社会によるクラウド化やモバイル化が進展するなか、徹底したローコスト体制のもと、地域密着型営業とメーカーとの協業を推進し、高度化・多様化する顧客ニーズに対応しております。また、無線通信事業におけるサービスメニューの拡充やタブレット型パソコンの拡販に努め、さらなる高度情報化社会に布石を打ち出しております。

繊維事業では、「環境、快適、健康、安心、安全」を開発の基本コンセプトとし、国内外の生産基盤・販売拠点を有機的に連動させ、グループ連携により新事業・新市場の創出に取り組んでおります。また、新たに香港に設立した現地法人を中核に既存の海外拠点の拡充を図り、グループ各社の差別化素材・機能性製品を中国・アセアン諸国を中心に販売展開するなど、グローバル戦略の推進に努めております。

また、昨年7月に新たに加えた産業機械事業では、主力の立旋盤と自動包装機械の海外における生産基盤の確立と販売体制の拡充に努めるとともに、グループ連携によるITを活用した高機能商品や素材とメカトロニクスを融



合した新商品など次世代商品の開発に取り組んでおります。

さらに、当社は本年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」をスタートさせました。本中期経営計画では、「私たちは、創造と革新、融合のシナジーによって、グローバル市場でお客様第一に新たな価値を生み出し、人間社会と地球環境に役立つ未来を実現します」というグループ経営理念のもと、「シナジー効果による新市場・新事業の創出」「グループ協業体制によるグローバル戦略の推進」「独自性と差別化の追求によるコーポレートブランドの強化」を基本方針に、グループ連結企業価値の向上に向け、新たな成長軌道の追求と成長モデルの確立に全力で挑戦してまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つであると認識し、グループ各社の経営管理を強化するとともに、監査体制の充実によりグループ全体の経営効率の向上とガバナンスの徹底を図ることを経営の基本方針としております。また、適時、適切な情報開示を十分に行うことにより、経営の透明性および健全性の確保に努めております。

当社は、グループ規範の一つとして「真実と公正」を掲げており、迅速で的確な意思決定と内部統制機能により、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会など各ステークホルダーとの良好な関係を築き、企業の社会的責任を果たしてまいります。

そのため、当社は純粋持株会社体制への移行に次いで、平成19年6月から執行役員制度を導入いたしました。これにより、経営の意思決定の迅速化および監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制の構築に取り組んでおります。

また当社は、毎月開催する取締役会、定期的に開催する監査役会のほか、業務執行に関して協議を行う執行役員会を定期的に開催し、業務執行の状況把握に努め、迅速かつ必要な対処をしております。それに加え、一連の内部統制機能を高めるため、各専門委員会を必要に応じて開催するとともに、経営スタッフ部門のサポートにより、各事業共通の課題に関して実効性の高い事業活動を推進するよう努めております。さらに、年1回各事業会社幹部が参加する「経営方針発表会」を開催し、経営方針をグループ全体へ徹底させております。

さらに、当社は、株主の皆様のご意思を経営により反映させるための仕組みの一つとして、取締役任期を1年への短縮ならびに社外取締役の選任について平成21年6月26日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました。これにより、取締役会の管理監督機能の強化を図り、株主の皆様への負託に応えるために、透明性と公正性を確保した経営体制により、この激動の経済環境における事業運営に邁進してまいりたいと存じます。

### Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って継続されるものです。

基本方針に定めた通り、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために、買付者等および当社からの双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものです。

なお、平成24年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会は、別紙2に記載の4氏により構成される予定です。

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きません。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## ② 意向表明書の提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
  - (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
  - (ホ) 国内連絡先
  - (ハ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を、日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

---

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

---

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。



(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当該買付け等に対する対抗措置の発動を勧告することはいたしません。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下イ．～ヘ．に掲げる行為等が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

- イ． 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ロ． 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ハ． 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ニ． 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

- ホ. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- へ. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止、変更および修正

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の

決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記2. (3) に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い

変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (3) 必要性・相当性確保の原則

#### ① 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、上記 2. (1) に記載の通り、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員 3 名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ② 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記 2. (1) に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ③ デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 2. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を 1 年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様ご意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員

の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本

新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役または(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の停止



(3) 本プランの廃止および変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

## 独立委員会の委員略歴（五十音順）

氏 名：島 井 章 吉（しまい あきよし）

生年月日：昭和14(1939)年10月24日

経 歴：昭和45(1970)年3月 公認会計士登録

昭和45(1970)年8月 税理士登録

昭和61(1986)年11月 センチュリー監査法人

(現新日本有限責任監査法人) 代表社員就任

平成17(2005)年6月 退職(定年)

島井公認会計士事務所、

税理士 島井章吉事務所開業(現任)

平成23(2011)年6月 櫻島埠頭株式会社監査役(社外・現任)

氏 名：鳥 越 健 治（とりごえ けんじ）

生年月日：昭和17(1942)年5月6日

経 歴：昭和43(1968)年4月 任官(判事補) 高知地方裁判所

平成10(1998)年3月 徳島地方裁判所(所長)、徳島家庭裁判所(所長)

平成13(2001)年1月 大阪地方裁判所(所長)

平成17(2005)年5月 広島高等裁判所(長官)

平成19(2007)年5月 退官(定年)

平成19(2007)年9月 関西大学大学院法務研究科(法科大学院)教授  
(現任)

氏 名：平 田 知 之（ひらた ともゆき）

生年月日：昭和19(1944)年11月17日

経 歴：昭和42(1967)年4月 住友商事株式会社入社

平成4(1992)年8月 Summit Wool Spinners Ltd.,  
Chairman, Director

平成12(2000)年6月 Sumitex Hong Kong Ltd., Managing Director

平成17(2005)年11月 同社Managing Directorを退任

平成24(2012)年6月 当社取締役(予定)

氏 名：武 藤 満 夫 (むとう みつお)

生年月日：昭和23(1948)年1月16日

経 歴：昭和46(1971)年4月 日綿実業株式会社（現双日株式会社）入社

平成14(2002)年4月 同社執行役員

平成15(2003)年4月 同社常務執行役員

平成16(2004)年4月 同社専務執行役員

平成18(2006)年6月 当社監査役（社外・現任）

平成19(2007)年4月 双日コスメティックス株式会社

代表取締役社長

平成23(2011)年3月 同社代表取締役社長を退任

※ 各氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

※ 武藤満夫氏は当社の社外監査役であります。

※ 当社は、武藤満夫氏を、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

※ 平田知之氏は当社の社外取締役候補者であり、本定時株主総会にて就任予定であります。

※ 当社は、平田知之氏を、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

以 上

## 当社の大株主の株式保有状況

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 192,712,926株 |
| 3. 株主数      | 28,433名      |
| 4. 大株主      |              |

| 株 主 名                                            | 持株数<br>(千株) | 発行済株式の総数に対する<br>持株数の割合(%) |
|--------------------------------------------------|-------------|---------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社 (信託口)                   | 7,907       | 4.10                      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                    | 6,161       | 3.19                      |
| 第一生命保険株式会社                                       | 4,000       | 2.07                      |
| 日本興亜損害保険株式会社                                     | 3,172       | 1.64                      |
| 株式会社山陰合同銀行                                       | 3,136       | 1.62                      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                          | 3,136       | 1.62                      |
| ダイワボウ従業員持株会                                      | 2,897       | 1.50                      |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                                  | 2,192       | 1.13                      |
| 河 合 裕                                            | 2,129       | 1.10                      |
| ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ<br>ロンドン エス エル オムニバス アカウント | 1,855       | 0.96                      |

(注) 当社は、自己株式187千株を保有しております。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

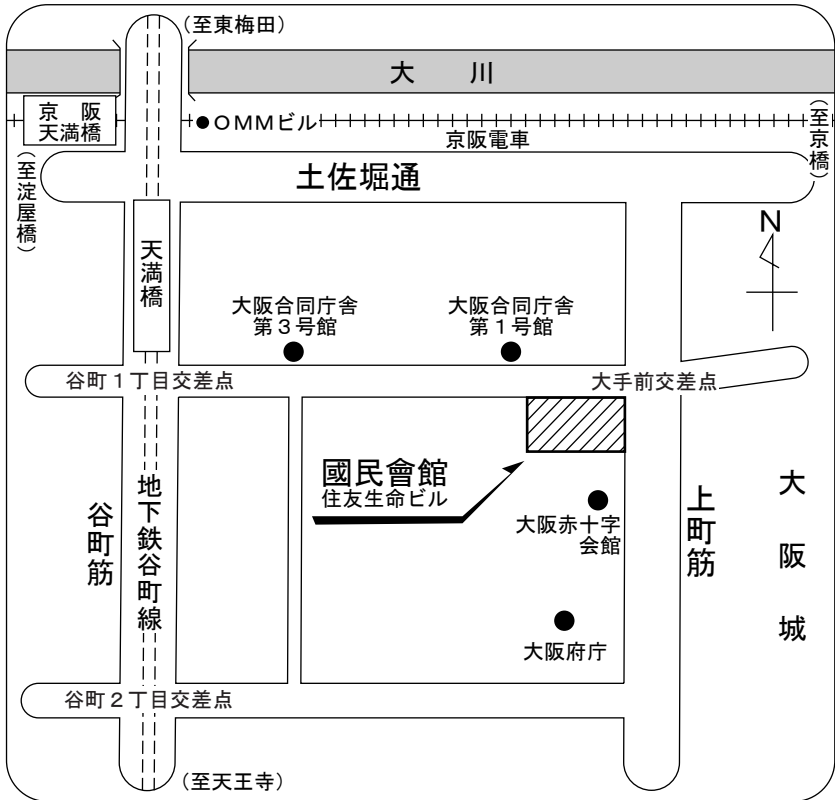
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図



1. 会場：大阪市中央区大手前2丁目1番2号  
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
2. 最寄駅：地下鉄谷町線「天満橋駅」徒歩3分  
京阪電車「天満橋駅」徒歩5分